

はしがき

今日、様々な学問分野で「ネットワーク」をキーワードとした研究が進展しており、社会を対象とする学問分野においても、社会学をはじめとして、社会をネットワーク構造として把握する分析が盛んに行われている。しかし、「学問の田舎町」とも言われる法学の分野では、ネットワーク理論の導入は未だ端緒の段階にある。

本書は、このような状況の中で、行政法学におけるネットワーク理論の意義の解明を進めるべく行われた共同研究の成果を公にするものである。本書の基礎になった共同研究の主要なものは、科学研究費の助成を受けた研究プロジェクトである「統治の相互依存ネットワークにおける国家行政の再配置——『現代行政法』の再考と再生」(基盤研究(B)、研究代表者：野呂充、2014年度～2016年度)であるが、本書を編むに際しては、上記共同研究の参加者以外でネットワーク理論に関心を有する国内の行政法研究者にも執筆に加わっていただいた。また、上記研究プロジェクトの一環として、2015年2月に、ドイツ・シュバイヤー行政大学において開催された、日・独・韓の研究者によるシンポジウム「ネットワークにおける行政」のドイツ側代表者であるヤン・ツィーコウ教授(シュバイヤー行政大学)および韓国から参加者である金海龍氏(韓国外国語大学名誉教授)にも論文をお寄せいただくことができた。

上記の研究プロジェクトが実施されるに至るまでには、かなり長い期間の「公私協働」にかかる共同研究の歴史があり、上記研究プロジェクトは、それを継承し、新たな段階へと発展させることを意図したものである。ここで、これまでの共同研究の経緯と問題意識について述べておくことにしたい。現代の行政において、従来は行政によって提供されてきた公的サービスの「私化」、「民営化」といわれる現象が顕著である。このような現象を把握する枠組みを設定し、これを統制するための法理を構築することが現代の行政法学の重要な課題となっている。我々は、まず、NPM (New Public Management) をテーマに、紙野健二(名古屋大学名誉教授)を中心として共同研究を組織した。その研究成果の一部は、法律時報2006年8月号の特集「NPMと行政法学の課題」とし

て公にしている。共同研究のテーマは、次に、公的サービスの提供としての公私協働に移り、科学研究費の助成を受けた研究プロジェクトとして、「PPP（公私協働）の制度化に伴う法的問題点の解明と紛争解決の在り方の検討」（基盤研究（B）、研究代表者：岡村周一（京都大学名誉教授）、2007年度～2009年度）および「特定行政領域における公私協働に焦点を当てた国家と市民社会の役割分担と規範論の検討」（基盤研究（B）、研究代表者：人見剛、2011年度～2013年度）を実施した。その研究成果は、岡村周一・人見剛編『世界の公私協働——制度と理論』（日本評論社、2012年）に結実した。

以上の公私協働に係る共同研究は、公的セクターの変容あるいは公的セクターと私的セクターの協働という「公」と「私」の区別を念頭に置いたものであった。また、公私協働における「私」としては経済的側面が重視される傾向がある。しかし、今日においては、ヒエラルヒー的構造ではなく行政が水平的かつ多中心的な社会的ネットワークのノードの一つとして他のノードと相互に影響を及ぼしあう複雑な現象、また、市場原理の導入とは異なる公的サービスの提供形態が注目されるようになってきている。我々はこの現象を「ネットワーク」をキーワードとして把握し、また、ネットワークの概念が行政法学にとって有する意義を分析することとした。

もともと、ネットワーク概念は極めて多義的であり、学問分野によってもその意義は異なる。行政法学においてネットワークを対象とするに当たっては、そもそも何をもってネットワークというのかという定義問題に始まり、いかなるレベルにおいて存在するネットワークを分析対象とするのか——国際的な、特に非国家的関係において成立するネットワーク、国と地方公共団体の間ないし地方公共団体相互間の関係、行政内部の機関相互間の関係、行政と私人との関係、私人間の関係——、さらに、方法論的には、ネットワーク概念が法学上の道具概念たりうるのか問題発見概念にとどまるのか、等々の問題がある。これらについては、共同研究者の間でも様々な見解があり、必ずしも一致するに至っていない。

しかし、我々は、ネットワーク概念が法学的概念としては未成熟であることを率直に認めて問題意識を開放することとし、ネットワークの基礎理論的探究と同時に、各共同研究者・執筆者が、自らの関心・方法に基づいて、各行政領域におけるネットワーク理論の可能性を探ることとした。これによって、行政

法学におけるネットワーク理論のポテンシャルを様々な角度から示すことができたのではないかと考える。

本書の概要は下記の通りである。第1部では、日本、ドイツ、韓国の論者がネットワーク理論の行政法学における意義につき、各国の最新の理論状況を踏まえた基礎理論的分析を行う。第2部の諸論文は、国と自治体間、自治体相互間という行政主体間の関係へのネットワーク概念の適用を試みる。第3部の諸論文は公私協働の重要性が説かれてきたまちづくり・環境行政の領域について、ネットワーク論を用いた新たな視座の獲得を試みる。第4部の諸論文は、民間化や情報提供などの新たな行政手法に関わる法的問題をネットワーク論の見地から再検討する。

最後に、本書に結実した長年にわたる共同研究において、その最初から中心的役割を担ってこられた紙野健二先生に、執筆者を代表して御礼を申し上げたい。紙野先生は、2017年3月をもって、名古屋大学大学院法学研究科を退職された。本書には、紙野先生のご退職を記念する論文集というという意味も与えられる。先生のますますのご健勝をお祈りします。

なお、本刊行物は、JSPS 科研費 JP18HP5136の助成を受けたものです。

This publication was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP18HP5136.

編集委員一同